

## 【韓国】 デジタル性犯罪に関する法改正

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 2019年11月頃から韓国国内で大きな問題となった、通信アプリ「テレグラム」を利用した「n番部屋事件」等の性犯罪事件を受け、2020年5月から6月にかけて関連法が改正された。

### 1 背景と経緯

2019年11月頃から、韓国国内で「n番部屋事件」<sup>1</sup>が大きく報道され始めた。これは、通信アプリ「テレグラム」を利用し、被害者を騙したり、脅して強要したりして、被害者の性的な動画等を販売していた事件であり、未成年の被害者も含まれていたことで大きな問題となった。

国会では、性暴力犯罪に関連する法律がこれまでも度々改正されており、今回の事件等を受けてさらに改正案が複数提出された。第20代国会（2016年5月30日～2020年5月29日）末に、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」<sup>2</sup>、「刑法」<sup>3</sup>、「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」<sup>4</sup>、「児童・青少年の性保護に関する法律」<sup>5</sup>、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」<sup>6</sup>、「電気通信事業法」<sup>7</sup>の6つの法律がそれぞれ改正された<sup>8</sup>。

### 2 改正法の概要

#### (1) 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（2020年5月19日一部改正）

自己又は他人の性的欲望を誘発し、又は満足させる目的で、通信媒体を通じて性的羞恥心や嫌悪感を起こす言葉や音声、文章、画像、映像、物品を相手に届くようにした者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン<sup>9</sup>以下の罰金に処する（第13条）。カメラ等の機械装置を利用し、性的欲望又は羞恥心を誘発する可能性がある、人の身体を撮影対象者の意思に反して撮影した者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。また、この撮影物や複製物の頒布等を

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

<sup>1</sup> 「n番ルーム事件」とも表記される。「テレグラム性搾取物犯行の容疑者「博士」を検挙…共犯も顔を知らなかった」『ハンギョレ』2020.3.21. <<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/36090.html>>; 「Opinion 韓国・映像 IN クリエイティブディレクター姜惠蓮氏」『日本経済新聞』2020.4.26, p.8.

<sup>2</sup> 2010年4月15日制定。「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 (법률 제 17264 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=217977&ancYd=20200519&ancNo=17264&efYd=20201120&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>3</sup> 「형법(법률 제 17265 호)」同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=217979&ancYd=20200519&ancNo=17265&efYd=20200519&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>4</sup> 2001年9月27日制定。「범죄수익은닉의 규제 및 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 17263 호)」同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218109&ancYd=20200519&ancNo=17263&efYd=20200519&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>5</sup> 2000年2月3日制定。「아동·청소년의 성보호에 관한 법률(법률 제 17338 호)」同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218489&ancYd=20200602&ancNo=17338&efYd=20200602&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>6</sup> 1986年5月12日制定。「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률(법률 제 17358 호)」同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218937&ancYd=20200609&ancNo=17358&efYd=20201210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>7</sup> 「전기통신사업법 (법률 제 17352 호)」同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219585&ancYd=20200609&ancNo=17352&efYd=20201210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

<sup>8</sup> 第21代国会開始（2020年5月30日）後も、この6件の法律の改正案がそれぞれ複数件提出されており、そのうち刑法、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法について、9月24日に改正案が国会を通過した。

<sup>9</sup> 1ウォンは約0.1円（令和2年9月分報告省令レート）。

した者、又は、撮影時は撮影対象者の意思に反しなかった場合でも、事後に撮影対象者の意思に反して撮影物や複製物の頒布等をした者は、7年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。営利を目的とし、情報通信網を利用してこの罪を犯した者は、3年以上の有期懲役に処する。また、これらの撮影物や複製物を所持・購入・保存・視聴した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する（第14条）。これらの撮影物や複製物を利用して人を脅迫した者は、1年以上の有期懲役に処する。また、この脅迫によって他人の権利行使を妨害し、又は義務のないことをさせた者は、3年以上の有期懲役に処する（第14条の3）。

## (2) 「刑法」（2020年5月19日一部改正）

法定強姦の年齢基準を13歳未満から16歳未満に引き上げた。被害者が13歳以上16歳未満である場合は、加害者が19歳以上の場合に処罰される（第305条第2項）。また、強姦、類似強姦等の罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する（第305条の3）。

## (3) 「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」（2020年5月19日一部改正）

「児童・青少年の性保護に関する法律」に定める児童・青少年性搾取物の制作・配布等、児童・青少年売買、あっせん営業行為等と、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」に定めるカメラ等利用撮影、虚偽映像等の頒布等の罪に関係する犯罪収益を算定するときは、犯罪行為をした期間に犯人が得た財産で、その財産が上記の罪を犯して得た犯罪収益等で形成されたと見られる相当の蓋然性がある場合は、その罪に関係した犯罪収益等と推定する（第10条の4）。

## (4) 「児童・青少年の性保護に関する法律」（2020年6月2日一部改正）

既存の規定で使用されていた用語「児童・青少年利用淫乱物」を、「児童・青少年性搾取物」と変更した（第2条）。児童・青少年に対する強姦や強制わいせつ等の罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する（第7条の2）。営利を目的として児童・青少年性搾取物の販売・貸与・配布・提供をした者、又はこれを目的に所持・運搬・広告・紹介、公然と展示・上映した者は、5年以上の懲役に処する。児童・青少年性搾取物を配布・提供し、又はこれを目的に広告・紹介し、又は公然と展示・上映した者は、3年以上の懲役に処する。児童・青少年性搾取物を購入し、又は児童・青少年性搾取物であることを知りながらこれを所持・視聴した者は、1年以上の懲役に処する（第11条）。

## (5) 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」（2020年6月9日一部改正）

この法律は、国外でなされた行為であっても、国内の市場又は情報通信サービス利用者に影響を及ぼす場合に適用される（第5条の2）。情報通信サービスの提供者で、一定の基準を満たす者は、不法な撮影物等の流通を防止するための責任者を指定し、毎年、自身が提供するサービスを通して流通する不法撮影物等の処理に関して報告書を作成し、放送通信委員会（大統領直属の政府機関）に提出しなければならない。責任者は、不法な撮影物等の削除・接続遮断等、流通防止に必要な措置をとる（第44条の9、第64条の5）。

## (6) 「電気通信事業法」（2020年6月9日一部改正）

付加通信事業（基幹通信役務以外の電気通信役務を提供する事業）の申告をした者及び著作権法に定める特殊な類型のオンラインサービス（他人と相互間にコンピュータを利用して著作物等を送信することを主な目的とするオンラインサービス）を提供する特殊類型付加通信事業者は、自身が運営・管理する情報通信網を通して一般に公開され流通する情報のうち、不法撮影物等の流通を申告し、削除要請等の必要な手続と不法撮影物等流通防止のための技術的・管理的措置をとらなければならない（第22条の5）。